

第5次越谷市障がい者計画(素案)に対する専門分科会委員からの意見等一覧

第1回障害者福祉専門分科会
第2回児童福祉専門分科会
【資料4】

「対応の種別」欄の凡例:意見→ご意見として承ります。 修正→ご意見を踏まえ、修正しています。

No.	ページ	項目名	意見等の主旨	市の考え方・対応	対応の種別
1	30-38	④ 課題の整理	【前計画の総括】について、「各年度の」から始まる文は、すべてのページで共通しており、38ページで総括できているため、あえて書く必要はないと思われる。代わりに【特記事項】として、課題が見られた事項のみ掲載すればよいのではないか。	ご意見を踏まえ、第4次計画全体の総括は38ページの「◎ 計画の推進に向けて」の項目のみで記載し、個別の分野で課題が見られた事業がある場合には、30ページから37ページで「【進捗状況調査で課題があった事業】」として、挙げることにしました。	修正
2			それぞれの課題が、43ページの「④ 施策の体系」以降のどこに反映されているのかについて、概略だけでも明記すれば、次期計画における施策の体系の説得力が増すのではないか。	ご意見を踏まえ、30ページから37ページにかけてそれぞれの項目に記載している課題について、次期計画素案の対応する「第Ⅱ編 施策」の章番号を追加しました。	修正
3	38		「課題」の最後の行にある「地域資源」について、内容がわかりづらいため、例を挙げたほうがよいのではないか。	ご意見を踏まえ、より適切な表現とするため、本文を以下のとおり修正しました。 【修正後】 サービスを提供する事業者への支援や指導等に取り組んでいるが、事業者からは事務量の多さや人手不足等不安の声があがっている。また、情報提供や共有に関する要望も多いことから、障害者地域自立支援協議会など既存の協議体等を活用し、行政、事業者等の一層の連携を図る必要がある。	修正
4	41	基本目標1 相互理解・相互尊重を育む	本文中6行目に「多様な機会をとらえて」とあるが、わかりづらいため、具体例の記載をしたほうがよいのではないか。	ご意見を踏まえ、基本目標1の本文6行目の「多様な機会をとらえて」の前に例示として「市職員の出張講座や地域のイベントなど」を追加しました。	修正

No.	ページ	項目名	意見等の主旨	市の考え方・対応	対応の種別
5		①-1 障害者差別対応要領に基づく啓発			
6	49	①-2 障がい者の差別解消に係る相談窓口の周知	「取組み内容」欄の記述は、項目名に対する内容というより、項目名を言い換えているものと読めるため、「取組み内容」と書かず、第4次計画の書き方に倣ったほうがよいのではないかと。	「取組み内容」欄につきましては、「項目名」に掲げる取組みを説明するものとなっております。	意見
7	①-4 障がい者の差別解消に係る啓発活動				
8	50	②-1 障害者虐待防止法の周知			
9	55	数値目標 ③-3 市民後見人養成事業の推進	令和7年度の新規受任目標件数が3件となっているが、障がい者の推計を勘案すると、少なく感じる。(第4次計画における2020年度の受任者数目標値は25人となっている。)	ご意見を受け、再度検討を行い、令和7年度目標値(見込み)を「5件(うち障がい者2件、うち高齢者3件)」に修正しました。	修正
10			取組み内容に障がいに対する理解を促進する旨を追加してはどうか。	「ともに学ぶこと」につきましては、障がいのある児童生徒にとっては、社会性の育成や対人関係の広がり等を図ること、また、通常の学級の児童生徒にとっては障がい者への理解を深め心のバリアフリーを育むことにおいて有効と考え、交流及び共同学習を本市においても推進しております。計画素案の取組み内容の記載にはこのことが含まれていると認識しております。	意見
11	88	③-1 ともに学ぶ教育の推進	本文に「多様な方法で」とあるが、特別な場を想像してしまうため、この部分を削除したほうがよいのではないかと。多様な学びの場については、「③-5 特別支援学級の充実」に記載があり、削除しても十分に意味は通じると考える。	共生社会の形成に向けては、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、県教育委員会も「共に学ぶことの追求」と通常の学級、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場の構築」を推進しています。本市においても引き続き、インクルーシブ教育の理念の具現化を図るべく子どもたち一人ひとりのニーズに応じた多様な方法で支援を進めてまいります。	意見

No.	ページ	項目名	意見等の主旨	市の考え方・対応	対応の種別
12	88	③-5 特別支援学級の充実	取組み内容に交流教育を推進する旨を追加してはどうか。	交流及び共同学習につきましては、埼玉県が推進する支援籍学習により県立特別支援学校に在籍する児童生徒が地域の小中学校においても学ぶ機会を設けているほか、特別支援学級設置校においても校内での交流を各校積極的に行っております。ただし、まだ未設置校も複数あることから、早期の全校設置を計画的に進めてまいります。本項目はその実現に向けての体制整備に向けた取組みとなっています。	意見
13			本文中の「特別支援学級の適切な設置を推進し、」の前に「障がい種別の」という文言を追加してはどうか。	ご指摘のあった本文の「特別支援学級」の記載は、学校教育法第81条2項を踏まえたものであり、そこに示された障がい種別についても包含しているものと認識しております。	意見
14	89	③-6 教職員研修の充実	取組み内容に「全教職員に対し、障がいについての研修を実施します。」と追加してはどうか。	ご指摘のあった全教職員を対象とした障がい理解とその対応を目的とした研修こそが本市における「発達支援訪問事業」です。ご意見を踏まえ取組み内容の記載を「市内全教職員を対象とした発達支援訪問事業をはじめ～」と修正しました。	修正
15	95	①-2 雇用の促進	項目名が「雇用の促進」となっており、担当課が人事課となっているが、市役所内の障がい者雇用の推進に関する取組みを記載しているのだとすると、主体がわかりづらくなっている。「障がい者の雇用を進めます」と記載するなどの修正が必要ではないか。	ご意見を踏まえ、よりわかりやすい表現とするため、項目名及び取組み名を以下のとおり修正しました。 【修正後】 項目名:①-2 雇用の推進 取組み内容:「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、越谷市職員の障がい者の雇用を推進するため、彩の国さいたま人づくり広域連合やハローワークなどと連携を図り、採用に関する広報やPRの充実に努めます。	修正
16	95	①-3 障がい者雇用の啓発	障害者雇用率の対象でない小さな事業所で、障がい者を雇用しているところはたくさんあるため、市としてそのような事業所を支援するような一文を追加してほしい。	障害者就労支援センターでは、障がい者の就労支援だけでなく、規模の大きさを問わず障がい者を雇用している、またはその検討をしている企業からの相談も承っています。 このことから、同ページの「①-1 障害者就労支援センターの充実」の取組み内容の最後に以下の文を追加しました。 【追加した文】 また、障がい者を雇用している、または雇用を検討している企業等に対し、雇用をするにあたっての相談に応じるなどの支援を行います。	修正

No.	ページ	項目名	意見等の主旨	市の考え方・対応	対応の種別
17	96	①-6 職業相談・情報提供の充実	本文中に「埼玉県障害者雇用サポートセンター」とあるが、正しくは「埼玉県障害者雇用総合サポートセンター」ではないか。	ご指摘のとおり修正しました。	修正
18	99	③-1 障害者就労施設等の受注の拡大	障害者優先調達推進法では、官公庁からの受注は物品だけでなく、役務も含まれているため、「物品等」という表現ではなく、「物品・役務」と明確に記載したほうがよいのではないかと。また、調達方針の目標額を計画に掲載すべきではないかと。	本項目につきましては、障害者優先調達推進法に基づく取組みを記載しているものです。「物品等」には、「役務」も含むものとして、障害者就労施設等からの調達の推進を図るべきと認識しております。 また、調達の目標額につきましては、別途、毎年度当初に策定する「越谷市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」において、前年度の調達実績を踏まえ、定めさせていただきます。	意見
19	119	④-5 インターネットの活用 ④-7 ICT講習会の開催	両者の本文中に「ICT」の和訳を()書きされているが、その記載は統一を図ったほうがよいのではないかと。 【修正前】 ④-5→ICT(情報コミュニケーション技術) ④-7→ICT(情報通信技術)	ご意見を踏まえ、「ICT(情報通信技術)」に統一して修正しました。	修正